

## 関税法施行規則等の一部を改正する省令案要旨

- 1 税関空港又は不開港に入港しようとする外国貿易機又は特殊航空機の当該税関空港又は不開港への入港時の積荷、旅客及び乗組員に関する事項の報告に関し、当該報告を政令で定めるときまでに行うことが困難な場合の財務省令で定めることとされている当該報告期限を規定することとする。（関税法施行規則第2条の4第2項、第2条の6第3項及び第2条の16第3項関係）
- 2 税関長が、外国貿易機及び特殊航空機の運航者等に対し、報告を求めることができる予約者等に関する事項について、財務省令で定めることとされている事項を規定することとする。（関税法施行規則第2条の8第3項及び第2条の10の新設）
- 3 税関長が、外国貿易機及び特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告を求めることができる者について、財務省令で定めることとされている者を規定することとする。（関税法施行規則第2条の9第1項及び第2条の11第1項の新設）
- 4 税関長が、電磁的記録を利用して予約者等に関する事項を閲覧することができる状態に置く措置について、財務省令で定めることとされているものを規定することとする。（関税法施行規則第2条の9第2項及び第2条の11第2項の新設）
- 5 税関長の承認を受けた製造工場において製造される配合飼料の原料品の対象を拡充することとする。（関税定率法施行規則別表関係）
- 6 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 7 この省令は、別段の定めがある場合を除き、平成29年4月1日から施行することとする。